



ハグインレター



FROM ユアブレーン 尾上会計事務所



P1

緊急事態宣言が解除されて

この2か月間ほど、いろんな意味で大変でしたね。仕事や生活が大きく変わってしまった方もおられることでしょう。兵庫県内はこの2週間ほど新しい感染者が出ておらず、緊急事態宣言も解除されました。ただし、事業の再開の目処も立っておられない会社様もいらっしゃると思います。

まだまだとても総括できる段階ではありませんが、今の時点でいろんなことがわかり、いろいろ経験して、多くのことを感じさせられました。新たに発見したこと、なくても大丈夫とわかったこと、このままずっとなくすと本当は問題が生じること、今後の仕事の進め方と変革のあり方など、いろいろです。

マスクの需給と価格の動きにずっと注視しておりましたが、一気に大きく動きましたね。しばらくの間ほとんど市中に出回らずネットでも1枚70円以上していたものが、GW過ぎから一気に下がり始め、今や1枚20円以下で手に入るようになりました。なぜ極端に不足したのか、どこで作られ、どういうルートでどう供給されていたのか、改めて知られることとなりました。それでも、判断と動きの早いある社長様は、不足するとわかった段階で1万枚発注して、1枚3円で購入されていたことを知って、感心しました。

デマから始まったトイレットペーパー、ティッシュペーパーの品薄状態は、マスコミがわざわざ「空の棚」をテレビに映し出すものですから、そのニュースを見た人が、まだ家に余裕あるのにスーパーにまた買いに行く。モノの需要と供給は微妙な関係において成り立っていることに気づかされながらも、マスコミの無思慮な意味のない報道にも疑問を感じた次第でした。

一方で、マスクがないときのマスク作りの対応は、短期間の間にも、各方面で創意工夫を重ねて進化を遂げてきたのではないのでしょうか。折って作る簡易なもの、手作りのものから、高機能なもの、シールド、そしてこれからも、暑い夏に着けても過ごしやすいマスクとか、運動しやすいマスクとか。日本の有名メーカーもこぞって製造に参入して、次の第2波第3波には慌てなくていいようにお願いしたいところです。

非常事態における政治家の能力差も明らかになりましたね。もちろん全てを一人で決めているわけでもないでしょうが、表への出方も含めて大きな違いがありますし、同じことを言おうとしても、言葉ひとつ間違えるとひどいバッシングにも遭いますね。それに自治体ごとに財政能力にも大きな差があることもわかりました。

もう何が起きてもおかしくないくらいのことがすでに起きてしまいましたね。関西国際空港はガラガラ、新幹線もガラガラ。東京オリンピックは延期し中止も囁かれ、(次ページへ続く)



(前ページより続き)

P2

様々な大規模イベントの中止、下手したら秋のけんか祭りもどうなるのやら？

これまで多少のことではびくともしなかった「当たり前」の概念が、グラグラと音を立てて崩壊してしまった感があります。

今回の新型コロナ対応を「環境の変化」とすれば、これに対応できないと生きてゆけない、変えていかないといけないことに改めて気づかされました。例えば、営業は顔を合わせて初めて始まるのが当たり前だった業界で、来ないでくださいと言われたのは衝撃だったことでしょう。今後どうしましょう？2ヶ月休みだけならまだいいとしても、この先もしばらくはFace to Faceの営業は避けるとしたら、これまでと同じ成果は得られるのでしょうか？

これから後もどうなるのでしょうか？元に戻ることはあるのでしょうか？こういう時に自分は何をすべきなのか、原点に戻りつつ見直していくとして、慌てずに前向きに頑張ってみましょう！



マイナンバーの現状とこれから

運用開始から4年半が経過し最近では定額給付金のマイナンバーカードによる電子申請が話題になりましたが、それ以外は現在の生活や事業に大きな変化がないように感じられます。そこで現状でのメリットや今後の予定についてふれてみたいと思います。

1. マイナンバーカードの現状のメリット

- ① コンビニで簡単に安く住民票などの各種証明書を取得できる。
- ② 銀行・証券会社窓口やオンライン電子申請時の本人確認が簡単。
- ③ 法人設立ワンストップサービス

今年1月20日から法人を設立したあとの税務署・県・市・労働基準監督署・年金事務所などの届出をマイナポータルで一括してできるようになりました。

- ④ 定額給付金の申請など書類の郵送や役所の窓口に出向く必要なく、電子申請で完結。

コロナ禍で人との接触を避けたい・病気や子育てで外出できない場合に便利です。

その他、一部の自治体では災害時の避難所入退所受付・図書館の図書カードとして利用、企業でも社員証として利用しセキュリティの向上にも活用しています。

2. 今後の予定

- ① マイナンバーカードと健康保険証が一体化

来年3月からマイナンバーカードそのものを健康保険証として利用できるようになる予定で2023年からは介護保険も一体化することになります。(次ページへ続く)

※新たにハクションレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

FAX 079-288-0997

会社名

TEL

FAX



(前ページより続き)

- ・ 自分で健康管理や薬剤情報を管理できる
- ・ 転職や引越ししてもそのまま健康保険証として利用できる
- ・ 医療費情報が確認でき領収書がなくても医療費控除が受けられる
- ・ 医療保険の資格確認がスピーディにでき保険請求の事務処理コストも削減など医療を受ける側と提供する医療機関の両方にメリットが見込まれます。

② 引越し時の電気・ガス・水道の住所変更が一括でできる。

③ ハローワークカードとして利用可能にする。(2022 年以降運用開始予定)

④ 各種納税手続のデジタル化

⑤ マイナポイントの付与

今年9月から 2021 年 3 月までマイナンバーカード保有者に、キャッシュレス決済で最大 5,000 円のマイナポイントが還元される。(予約はすでに開始)

おそらく9月頃にマイナンバーカードの窓口が混み合う第二波が到来し、申請後の受け取りにも時間がかかると思います。

申請はスマホで自宅からできるので、カード作成がまだの方は今のうちがおすすめです。

【重要】設定したパスワードは絶対に忘れないようご注意ください。(記事担当：北川)



よくある質問にお答えします



いつから健康保険証として使えるようになるの？

健康保険証としての利用は、2021年3月から順次始まる予定です。
利用に必要な事前登録は、2020年度はじめから、マイナポータルで申し込みができます。



どこの病院や薬局で使えるの？

2020年度から医療機関や薬局で順次必要な機器を導入していくこととしています。
2021年3月(予定)の利用開始時に、全国の医療機関や薬局の6割程度、2023年3月末には、おおむね全ての医療機関や薬局での導入を目指しています。



マイナンバーを見られるのが不安です

医療機関や薬局の窓口職員が、マイナンバーを取り扱うことはありません。
もし見られたとしても、他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできない仕組みになっています。



マイナンバーカードを持ち歩いて大丈夫なの？

健康保険証として使えるようになって、受診歴や薬剤情報などプライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。
落としたり、失くしたりした場合は、フリーダイヤルで24時間365日体制でカードの一時利用停止を受け付けています。



※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 今後希望しない

会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛

TEL

FAX 079-288-0997

FAX